

第9回 大垣市都市計画景観審議会議事録

(平成26年7月14日)

第9回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第9回大垣市都市計画景観審議会を、平成26年7月14日(月)市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

議 題

- 1 大垣都市計画公園の変更について
- 2 景観形成重点地域の指定について

委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

石原会長、藤垣副会長、岩井豊太郎委員、木村委員、車戸委員、溝口委員、鈴木委員、岡田委員、岩井哲二委員、小川委員、田中委員、加藤委員(代理出席:西濃農林事務所副所長 井上省三)、服部委員(代理出席:大垣警察署交通地域官 水谷秀平)、和田委員(代理出席:大垣土木事務所道路建設課長 竹林和俊)、國枝委員、酒井委員、野村委員

欠席委員

加納委員、高木委員、村山委員

会議出席者は、次のとおりである。

都市計画部長	田中 裕
都市計画課長	北村 弘司
都市施設課長	高橋 時雄
都市計画課主幹	西脇 好尚
都市計画課主幹	渡部 直樹
都市施設課主幹	窪田 宗晃
都市計画課主査	森井 信悟

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主査	太田 康弘
---------	-------

(開会時刻 午後1時)

事務局
(都市計画課長)

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第9回大垣市都市計画景観審議会を開催させていただきます。都市計画課長の北村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず始めに、本日は加納委員様、高木委員様、村山委員様の3名が御都合によりご欠席でございます。また、西濃農林事務所長の加藤勉委員様、大垣警察署長の服部勝人委員様、大垣土木事務所長の和田義則委員様が御都合によりご欠席でございますが、西濃農林事務所副所長の井上省三様、大垣警察署交通地域官の水谷秀平様、大垣土木事務所道路建設課長の竹林和俊様に代理出席していただいております。また、溝口委員様が若干遅れられるようでございます。

委員の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、条例第6条第3項の規定によりまして、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日は、今年度の第1回目の会議でございますが、市議会議員の鈴木陸平様、岡田まさあき様、小川文康様、田中孝典様に新しく審議会委員にご就任いただいておりますので、ご報告させていただきます。

また、本日はご欠席でございますが、県の人事異動に伴いまして、大垣警察署長の服部勝人様に新しく審議会委員にご就任いただいております。

委員の皆様のご紹介につきましては、お手元にお配りしてございます名簿をもちまして、ご紹介に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、諮問者であります市長に代わりまして、田中都市計画部長より、ごあいさつ申し上げます。

事務局
(都市計画部長)

皆様、改めましてこんにちは。都市計画部長の田中裕でございます。4月1日付けで都市計画部長に就任いたしました。よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、第9回の大垣市都市計画景観審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃より、都市計画行政はもとより、市政全般に皆様の格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

せっかくの機会でございますので、都市計画部の事業について簡単にお話をさせていただきます。2点の事業についてでございます。

まず1点目でございますが、この4月に都市計画部都市計画課内に都市プロモーション室を設置しました。本格的な少子高齢化が急速に進む中、人口減少が大きな問題となっており、そうした中で若年人口の減少をいかに食い止めるかが大きな課題で、これは全国的な傾向でございます。先般も、日本創成会議が消滅可能性都市を発表しまして大きな反響を呼

んだところであります。こうした中、1人でも多くの子育て世代の方に大垣市に住んでいただいて定住を促進していくため、冊子「大垣暮らしのすすめ」をピーアールしつつ、定住促進に繋がる事業展開をしていきたいという目的で設置されたものでございます。

もう1点は、中心市街地の再開発でございます。皆様ご存知のとおり、大垣駅南街区におきましては、昨年度から本格的な工事が進められており、この5月には大垣駅西自転車駐車場が供用開始されました。今後の事業展開としましては、西棟の自転車駐車場第2期工事に、南棟、北棟と本格的な整備が進められていきますが、事業が完成することによって、大垣駅南街区が大きく様変わりし、まちなかへの居住推進と賑わいが創出されるものと期待しております。

本日の議題としましては、配布してございます議案集に記載のとおり、大垣都市計画公園の区域の変更と、大垣市内に初めてとなります景観形成重点地域の指定につきまして、ご審議をよろしくお願いしたいと存じます。

委員の皆様方には、今後ともご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

それではここで、前回、平成26年1月24日開催の第8回の審議会にてご審議いただきました案件につきまして、経過を簡単にご報告させていただきます。

「大垣都市計画市場の変更」につきましては、市場の区域を現状の市場区域に是正する都市計画変更を平成26年2月12日付けで、また、排水機場整備に必要な区域を市場区域から除外する都市計画変更を平成26年2月19日付けで、それぞれ都市計画決定させていただいております。

「大垣市景観計画の変更」につきましては、大垣市景観遺産の指定制度の拡充として、景観計画に景観自慢の指定制度を設ける変更を2月5日付けで行ったところでございます。

それでは、条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長となっておりますので、石原会長様、議事の進行をよろしくお願いいたします。

石原会長

皆さん、こんにちは。お忙しい中、ご苦勞さまでございます。それでは、議事を進行させていただきます。失礼ですが、座って議事を進行させていただきます。

始めに、本日の議事録署名者でございますが、田中孝典委員様と、車戸愼夫委員様のお二人をお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の審議会におきまして、傍聴希望者はございませんでしたので、ご報告させていただきます。

事務局
(都市施設課長)

本日の議案の審議に入りたいと存じます。本日の議案は2件でございます。

まず初めに、第1号議案として、平成26年6月30日付け26都第128号にて諮問がございました、市の決定案件でございます「大垣都市計画公園の変更について」を議題といたしたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

都市施設課長の高橋でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、第1号議案「大垣都市計画公園の変更」につきましてご説明させていただきます。

お手元の議案集2ページをご覧いただきたいと存じます。2ページにつきましては、諮問書でございます。

はじめに、都市計画公園であります杭瀬川公園について、ご説明させていただきます。

7ページの総括図をご覧いただきたいと存じます。大垣市静里町にございます杭瀬川公園は、昭和34年4月15日に面積約2.4ヘクタールの近隣公園として都市計画決定され、杭瀬川を取り入れた水辺公園として昭和41年3月31日に開園し、自然とのふれあい、レクリエーションの場として親しまれています。また、本公園を含む杭瀬川周辺は、「大垣市みどりの基本計画」におきまして、緑化促進地域とし、良好な河川環境を「水とみどり」の軸として、連続性を活かした自然環境を活用するものと位置付けております。

次に、9ページの計画図をご覧いただきたいと存じます。今回、都市計画を変更する内容は、杭瀬川公園の区域を黄色表記された区域から、赤色表記の区域に変更するものでございます。

続きまして、3ページの計画書と4ページの新旧対照表をご覧いただきたいと存じます。近年、静里地区では局地的な大雨による浸水被害が頻繁に発生している状況でございますが、住民の生命と財産を守るため、国において「木曾川水系河川整備計画」に基づき、杭瀬川の治水安全度を向上させる築堤護岸整備等の事業が進められております。そうした中、杭瀬川の堤防を杭瀬川公園の区域内に整備する計画が国より示されたため、本公園への影響を最小限にするよう調整を図ってまいりました。その結果、公園の利用形態に支障がなく、公益上やむを得ないと判断し、堤防整備に必要な面積約0.3ヘクタールを公園区域から除外することとしたものです。

また、都市計画決定当初の区域面積約2.4ヘクタールは、50年以上前の測量精度のものであり、現在の測量精度で計測したところ、約2.0ヘクタールであったことから、合わせて変更を行い、区域面積を約1.7ヘクタールとする都市計画の変更を行うこととしたものでございます。

5ページは、大垣市全体における都市計画公園の変更前後の対照表で、

6ページは、ご説明させていただきました変更内容の理由書でございますので、お目通しいただきたいと存じます。

以上が第1号議案の「大垣都市計画公園の変更」の内容でございます。

続きまして、これまでの経緯及び今後の予定についてご説明させていただきます。

この変更案につきましては、平成26年5月23日から27日にかけて、近隣自治会に説明を行っております。

また、都市計画法に基づく都市計画の案の縦覧を平成26年6月16日から6月30日まで実施しました。その結果、縦覧はございませんでした。また、意見書の提出もございませんでしたので、この場でご報告させていただきます。

この杭瀬川公園の変更につきましては、市の決定事項でございますので、審議会でご了承いただきました後、知事協議をし、決定告示を行っていく予定でございます。

以上で、第1号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

石原会長

ありがとうございました。それでは、事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問がございましたら、ご発言お願いいたします。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

野村委員

私は、本当に何も知らなかったものですから、現況を見させていただきました。確かにこのままでは、当分堤防が無いし、この公園は水浸しでした。草も生えておりました。

お尋ねしたいのは、この黄色い部分から赤い部分は長源寺に接しておりますが、大体公園の雑草地の真ん中辺だなと思って見させていただきました。堤防でも真ん中にどんな風な予定をされているのかなと思ってます。この黄色い部分に堤防を設置されるのかなとは思っていたのですが、その辺はどのようになるのか分かる範囲で、お尋ねできればと思います。

事務局
(都市施設課長)

ご質問は堤防の設計と言いますか、予定の状況のご質問でございましたが、詳しい話までは国土交通省の工事で、私どもは把握をしていますが、この黄色い部分に係る部分に杭瀬川の新規の堤防が出来るということでお聞きをしております。長源寺の一部、中にも予定されてます。

事務局
(都市計画部長)

南から北へ、築堤は長源寺にも少し入ります。

野村委員

はい、今、作業中のところですね。

石原会長

ご質問の野村委員様、よろしいでしょうか。

野村委員

はい、ありがとうございます。

石原会長

ほかに何か、ご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

石原会長

ありがとうございます。それでは、原案を適当と認めることといたします。

続きまして、第2号議案として、平成26年6月30日付け26都第128号の2にて諮問がございました「景観形成重点地域の指定について」を議題といたしたいと存じます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

それでは、第2号議案「景観形成重点地域の指定」につきまして、ご説明させていただきます。

議案集の12ページが諮問書となります。

ご説明につきましては、17ページの説明資料からとさせていただきます。17ページをご覧いただきたいと存じます。

景観形成重点地域は、大垣市景観計画及び景観条例に基づくものでございますが、重点的に景観形成を誘導するため、景観形成の方針や行為の制限を定め、まちなみの魅力をさらに高めていくものでございます。今回指定の対象としている区域は、南一色町くすの木台で、宅地開発時に建築物等に関する任意の建築協約が定められており、景観維持への意識が高い地域で、このたび、地域での合意形成が図られましたので、市内で初となる指定をするものでございます。

南一色町くすの木台は、景観計画策定時から景観形成重点地域の検討対象区域に挙げられておりましたが、平成23年度から自治会役員を中心とする地域住民と景観まちづくりに関するルールについて協議を進めてまいりました。主に分譲時の「建築協約」を景観形成重点地域のルールに修正・移行する形で議論を深め、アンケートや資料の回覧なども行い、平成26年3月16日の自治会総会で意向を確認しました結果、自治会員数の87%の賛成により、景観形成重点地域の指定を受けることについて承認を得たところでございます。

景観形成の方針、行為の制限などにつきましては、13ページから16

ページの指定案でご説明いたします。13ページをご覧いただきたいと存じます。まず、南一色町くすの木台の位置でございますが、JR東海大垣車両区の南、養老鉄道とには含まれた区域でございます。約3.9ヘクタールでございます。次に、景観形成の方針を掲載しております。建築物や工作物の形態等に配慮し、住宅地としてのゆとりと統一感のある良好な景観を維持増進するという方針と、緑化による緑豊かなまちなみを形成し、周辺環境にも配慮した良好な住環境づくりを図るという2つの方針にしております。

14ページから15ページにかけまして、景観形成のための行為の制限を掲載しております。主な行為の制限といたしましては、敷地の最低面積は160平方メートルに、建築物の高さは10メートル以下で、階数は2階以下にする、建築物や工作物の色彩はマンセル表色系で明度2以上かつ彩度6未満にする、建築物の形態意匠は原則勾配屋根にする、垣や柵は生垣または透視性のあるフェンス等にするなどの項目を設けております。

なお、建築物の用途の制限を設けておりますが、用途の制限は景観法に基づく規制ではございませんので、届出や勧告の対象にはなりません。が、良好な景観を誘導する基準として掲載するものでございます。

次に16ページでございますが、こちらには届出対象行為を掲載しております。行為の制限が遵守されているかを確認するため、一定以上の建築物の新築や増築をする場合などには、事前に、市への届出が必要になります。

次に、17ページの下段に戻りますが、市への届出の流れは図のようになりまして、行為の制限に適合しない場合は、市が指導や勧告をいたします。

次に、18ページでございますが、景観形成重点地域の指定案につきまして、景観条例第12条第3項の規定に基づき、平成26年6月16日から6月30日までの2週間、縦覧をいたしました。その結果、縦覧者、意見書の提出ともにございませんでした。

今後の予定でございますが、本審議会でご意見をいただいた後、今月下旬に指定・告示を行い、平成26年10月1日から施行するという予定をいたしております。

また、対象地域の住民には、これまで丁寧の説明をさせていただいたつもりでございますが、この後、景観形成重点地域における行為の制限をはじめ、届出対象行為、届出方法などを掲載した印刷物を全戸配布するなど、周知を図ってまいる予定をしております。

以上で、第2号議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

石原会長

ありがとうございました。

それでは、事務局から説明がございましたが、何かご意見、ご質問が

ございましたら、ご発言お願いいたします。いかがでしょうか。
はい、どうぞ。

溝口委員

14ページの高さ制限のただし書きについて、具体的にはどこに該当するのでしょうか。

事務局
(都市計画課長)

このただし書きは、地区北側境界線に接する敷地ということで、既存のルールの方、建築協約の方で、同じような規定になっていたということで、13ページの区域図の一番北側については例外を認めるというものです。

石原会長

どうでしょうか、今のご説明でご理解いただけましたでしょうか。

溝口委員

はい。

石原会長

そのほか、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

車戸委員

地区の方と合意形成はなされたということだと思いますが、この今の行為の制限というのは、現況ですと守られているのでしょうか。

事務局
(都市計画課長)

今回のルールは分譲時の任意協約を少し修正して、地元の方と協議しながら修正は一部しておりますが、開発当時からルールがございましたので、今時点の建物を建てられた段階では、既存の任意協約を守って建てられていますので、10年ちょっと経っているのですが、概ねそのルールは今はまだ、守られていると聞いております。

ただ、この協議のやりとりに至った経緯として、今現在141世帯の自治会加入者がございます。ただ、2軒か3軒ほどと聞いておりますが、居住者で自治会に入らず、連絡が取れていない方が出始めたということで、今後、そういうことが広まっていきますと、景観に対するルールが崩れていく恐れがあるということで、既存の任意ルールだけではなくて、市が関わるようなルールに参加をしたいというようなご意向があり、地元とのやり取りの中で、このような形に進んだということです。

車戸委員

分かりました。

石原会長

よろしいでしょうか。

車戸委員

はい。

石原会長

そのほか、ございますでしょうか。

酒井委員

はい。

石原会長

どうぞ。

酒井委員

これは、景観形成重点地域の指定ということで対象はくすの木台ということですが、色々な作業をしていただいでここまで進んできているということだと思いますが、くすの木台といいますと13ページを見ますと、たしか旧東亜紡の跡地ですよ。今回、この面積に限られたということは何か策があったのかということ。もう1つは、これからも継続して、これだけの団地をこういう景観形成重点地域に指定されていく考えがあるのかといったところをお聴きしたいと思います。

事務局
(都市計画課長)

今の委員のご質問に対するお答えですけれども、先ほど少し説明でも触れさせていただきました景観計画を策定する段階で、こういった自主ルールを持っていらっしゃる所で候補として挙げさせていただきたいということで、このくすの木台の南に2つの分譲団地がございます。それで、その2つの団地にも声をかけさせていただいたのですが、一番古いのがこのくすの木台でございます、真ん中辺りは建築基準法上の建築協定を持っています。それから、一番南は任意の協約という形で、それぞれ自主ルールは持ってはいらっしゃるのですが、そのルール化がされてから、分譲開発がその少し後でしたので、まだそのルールで私どもは十分ですとのお話で、くすの木台さんが動かれ始められたら我々も検討していきたいですとのお話でした。このくすの木台が一つの先進事例として、今後指定をさせていただいた後、残りの2つの団地の方にもお声掛けを改めてさせていただきたいという考えでございます。

石原会長

酒井委員様、今の事務局の回答でよろしいでしょうか。

酒井委員

はい、できましたら隣接の街区にですね、非常に良いことですのでご尽力をいただいて、指定されていくようになると非常に良いまちづくりになると思います。

石原会長

そのほか、ご質問、ご意見ございますでしょうか。
はい、どうぞ。

野村委員

すみません、やはりここも、私はあまり知りませんでしたので、現況を見せていただきました。一つは、何年位、もう住んでいらっしゃるのでしょうか。居住年数で。

事務局
(都市計画課長)

このくすの木台は平成11年の開発ですので、その後に建物が建ってきたという経過はございますが、概ね建物が建ち並んで10年ちょっと経ってきております。

野村委員

そうすると、もう14、5年と。

事務局
(都市計画課長)

開発からは、14年でございます。

野村委員

はい、ありがとうございます。何故、そういうことをお尋ねしたかという、現況を見させていただきまして、なるほど初めは綺麗だったろうかと、きちんと色彩、壁等々こういうものがそういう計画の下に作られた街だったのでしょいか、その辺は分かりませんが、大変整った街だと思いました。

何故、そういうことを言うかという、私が見に行ったように、ここが大垣市の景観形成重点地域となれば、必ずや、どんな地域だろうかと市民だけでなく、大垣の色々な観光地と同じように、大垣の街は綺麗なんだねというふうに、見に来られることも当然あると思います。その時に住人の方々は、どこまでそういうことを意識しておられるのかなというのが、お尋ねというのか、やはりこれだけの、初めて大垣市が景観形成重点地域に指定されるからには、やっぱりモデル地域になってほしいなと思いますし、乱雑な開発でないことを望む訳なんです、やはり住民の方々が、どれだけ意識をされるかによってその地域の美しさが違ってくるのではないかなと思って見させていただきました。

まだ数軒が、自治会に入っておられないお宅があるとのことでしたので、そういうところにも、多少統一性を欠く部分がでてくるかなと思いつつ見させていただいたのです。やはり大垣市のモデル地域として指定されるにあたって今願うことは、やはり住民がより意識して、大垣市のモデル地域なんだということを意識して、町内の景観に努められるといいなと思っています。これから先のことは別にして、まずは一番気になったことは、そんなところでした。

確かにとても良い造りなのですが、ちょっと窮屈かなという感じはしなくもなかったのですが、それはさておいて、住民への啓蒙といいますか、その辺のことをお願いしたいなと思います。

事務局
(都市計画課長)

先ほどもお伝えしましたように、当然隣接地域もそうなのですが、こういった景観というと漠然とした、感覚的なものが強いのですが、景観を守ろうとするルールが地域として定着すれば、経済的にも資産価値の低下を抑えられるとか、そういったものが目に見え

るようになる。また、空地だとかごみ屋敷だとか、そういったものも防げるのではないかと、そういったところにも貢献できるのが、景観まちづくり、景観計画の趣旨でございますので、そういったところを市民の方々にも、周知をしていきたいというふうに思っております。

石原会長

はい、野村委員様のご心配もごもっともだと思いますけれども、先ほどの事務局のご説明にもありましたように、今後の予定で市民の方に、住民の方にも啓蒙を続けていかれるということで、そういうお答えでよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

岩井豊太郎委員

関連して、こことは関係無いのですが、新しく開発するところで、こういう規制のようなものをかけて、例えば最近出来たところで、アクアウォークの西側など、あそこは既に大分建っていますけれども、ああいったところで家が建つ前に、こういうもので景観を保持されたらどうかと、今後されるのかどうか分かりませんが、やはり建つ前からされると良いのではないかと思います。

事務局
(都市計画課長)

今、お話しがありました、大垣駅北側の大規模な宅地開発ですけれども、積水ハウスとパナホームによるものですが、事前に開発の段階で、大垣市には景観計画もありますし、景観形成重点地域の指定もありますよというお声掛けはさせていただきました。ただ、最終的にはこういう大きな宅地開発ですと企業側として、十分に建築の設計については、建築条件付きで分譲されますので、その段階で、一般的にやり取りをしますからというお話で、おそらく新しく住まわれた方で最終的に意見調整してくださいとの思いがあったのではないかと思います。

ただ、委員が仰られるように、全国的には事前に事業者と連携を取って、あらかじめ市の景観計画に基づいた指定を先にしてしまって、そこから分譲が始まるというケースもございますので、それは我々も念頭に置きながら、今後、課題とさせていただきたいと思います。

石原会長

はい、よろしいでしょうか。

岩井豊太郎委員

はい。

石原会長

そのほか、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言願います。

よろしいでしょうか。ご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

石原会長

ありがとうございました。それでは、原案を適当と認めることといたします。

ただいま、ご審議いただきました2つの議案につきましては、後日、事務局を通じまして、市長様に原案を適当と認める旨を答申いたしたいと存じます。

本日の議案は以上でございます。慎重なご審議をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、委員の皆さまから、その他に何かご発言ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

國枝委員

すいません、これはさっきの議題の中にありました塩田のところですけど、区域を縮小されるということが必要なんですが、実はこの辺りは墨俣から分かれている東山道の要所で、ここに燈明もあって、道しるべがあります。これは我々の地域と最終的な国の折衝の中で、直轄事業で塩田までの部分の改良において大事な事として入れているのですが、河川公園のなかで、水辺空間というところと大体この杭瀬川を53から58立方メートルの水量が現況は通っている、というようなことで聞いています。ここまで押し迫ってきている中で、できればこのような塩田の現況を留めて確保できるのならば計画に入れていただいて、この辺りまで延長してもらおうと。これについては、後々また審議していただいた中で、話し合いの中で出てくることとは思うのですが、我々の中で初めにそう考えていたことなのです。その辺りがどのようなことになるかなど、お尋ねいたします。

事務局
(都市計画課長)

それはあの、塩田の常夜燈の関係でしょうか。

國枝委員

燈明までぐらいを整備計画に入れて、原形の橋も触らないということになっていると思うのですが。

事務局
(都市計画課長)

今、私どもが国の方から直接的ではないんですが、治水課を通じての話になるのですが、塩田の常夜燈につきましては、景観遺産に指定させていただいてますし、市の文化財にも指定をしております。

国の方でも、今のところ潰してしまう予定は無いと聞いております。我々の方も今のところ治水課を通じまして、教育委員会の方にもなるのですが、なるべく塩田の常夜燈につきましては、景観それから文化財的に貴重なものということで、そのまま残していただけるような、それからできれば嵩上げをしていただいて水に漬かないようにと、要望は今しているところですが、国の方もまだ具体的に、当初の築堤の方を優先してみえて、ここについては今のところ触ることはないという判

断しか、今の段階ではできないと聞いておりますので、残していただくような要望は続けていきたいと思っています。

石原会長

國枝委員様、今のお答えでよろしいでしょうか。

國枝委員

はい、その意味は分かるのですが、以前の機会にそういうことでお尋ねすれば良かったのですが、まだそこまで具体化していなかったもので聴かなかったものですから、今お聴きしたいのですが、あそこにご存知のように、あの左岸の方に陸閘がございまして、右岸の方にも、一部お寺のところに陸閘、両方に設けてあります。それを稼働することは無しにして、そういった人力的な操作をせずに、堤防を蛇行させて鋸型にすることにより、堤防を残して道路も残すというものになっています。その辺りは、いきさつがありまして、歴史があるものですから、残せるならば、そこまで考えていただきたいと。

実はこの塩田橋と書いてあるところの、そこにちょっと、景観としては相応しくないゴミの溜り場のような感じになっている部分があります。ここも我々の望みとしては、お寺には堤防をかけられないですが、その手前くらいまでは入って、何とか景観的に歴史のある燈明など、そういったものも考慮しながら、この橋の界限、ちょうどこの左岸にしてみると、中途からここにあの堤防の印がしてあって、これからずっと左に入っていくようになっているのですが、ここがちょうど陸閘の境なので、ここら辺まで何とか考慮していただけると。可能であれば、私は敢えてそれを要望する訳ではないのですが、そういったものを残していただけると地元としても。

ここは立ち退きをする方も承知されて、そこまで進んでいてそこにまだ要望したいこととしては、確か、ここに桜の木が6本ほど残っております。それで、その桜の木も何とか寿命の延命を図りたいということなので、検討もされているということは聞いているのですが、そういったこともどうかなと思いますので、お尋ねします。

将来的な問題もあるとは思いますが、大体平成28年度位までに、完成をしたいということになっているはずですので、お尋ねしました。

石原会長

よろしいですか、どうぞ。

事務局

(都市施設課長)

ご質問ありがとうございます。

河川整備の内容につきましては、私どもも詳しい話は少し分からないところもございますが、今の堤防の新築の計画で治水対策がクリアできるという話を聞いております。

公園につきましては、今回減少しました面積につきましては、河川整備が平成28年度を目標に塩田橋に、委員ご発言のとおり進んでいるとこ

ろでございますが、河川改修が終わった段階で南に向けまして、従来どおりの公園が確保できるよう国交省と協議をしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

國枝委員

調整がそのように、話がついているのならば結構ですけど、我々地域の5地区で陳情団を組んで、ちょうど昭和63年から今日まで推し進めたといういきさつもあります。担当が違うと思うんですけど、教育の方がこういう指摘をどのように取り扱っていただけるのかと、あまり見えてこなかったですので、お尋ねしたのです。

ありがとうございました。

石原会長

よろしいでしょうか。

それではほかに、ご意見、ご発言ございますでしょうか。

藤垣委員

今日の審議の問題とは関係無いのですが、これは大きな話になるかも知れませんが、県道の大垣一宮線のですね、バイパスから南はかなり整備されて、広くなりました。その南のずっと、室のガードをくぐるところがまだ整備不十分ですね。あそこはよく、交通渋滞といいますか、あるところですね。

大垣駅北の辺りは非常に発展して、今は目覚ましい状況になってきているのですが、かなり気を使いながら整備されていると思いますけれど、あの辺りにも鉄道の北側に店舗系が出来る、4店ばかり出来るのですかね、そのようなことで進んでいると思いますし、その地域の住民あるいは通過される方達がですね、非常に渋滞がネックになっている部分があると思うのです。特に、渋滞時期になりますと、林のガードを上った所が、非常につかえまして、中々通り抜けできない。あれは毎日ですよ、ね。

それから、今言いました大垣一宮線の室のガードの北側、あそこもアピタの方へ曲がろうとする右折がしにくくなり、渋滞が起こる、構造的な問題がありますね、その辺りも都市計画の方ですね、将来的に事業促進する、あるいは、県道は県の方へ働きかけが必要だと思いますし、東西道路の流れもですね、何とか上手く、予算も必要になると思うのですが都市計画の一環としてですね、将来進めていただけるような状況になっていくと大変結構だと思います。東の国道258号線、あちらの方へもすらっと途中から入れるような都市計画道路をですね、考慮していただけると、大変喜ばしいと思います。

ちょっとやそつとでできることではないですけど、念頭に置きながら都市計画を進めておいていただけると、大変ありがたいと思います。

石原会長

よろしいですか。

事務局
(都市施設課長)

はい、ご意見ありがとうございます。都市計画道路の見直しも進めて
ございます。また関係各機関と交通量などを見ながら、協議をしてまい
りたいと思いますので、これからもよろしく申し上げます。

石原会長

今後、検討していただけるということによろしいですか。

藤垣委員

はい。

石原会長

そのほか、何かご質問等ございましたら、お願いします。
よろしいでしょうか。ご発言も無いようですので、これをもちまし
て、閉会といたしたいと存じますが、最後に事務局から報告がある
とのことですので、お願いいたします。

事務局
(都市計画部長)

慎重なご審議、どうもありがとうございました。皆様方にご協力をい
ただいて進めて参りました都市計画景観審議会でございますが、委員の
皆様の2年間の任期がこの7月31日をもちまして、満了いたします。

皆様方には多大なるご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後引き続き、都市計画景観審議会委員をお願いさせていただく場合
には、是非、何卒変わらぬお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

(閉会時刻 午後1時50分)